

# 徳山ダム導水路事業からの撤退 必要性、意味と負担金支払義務の帰趨

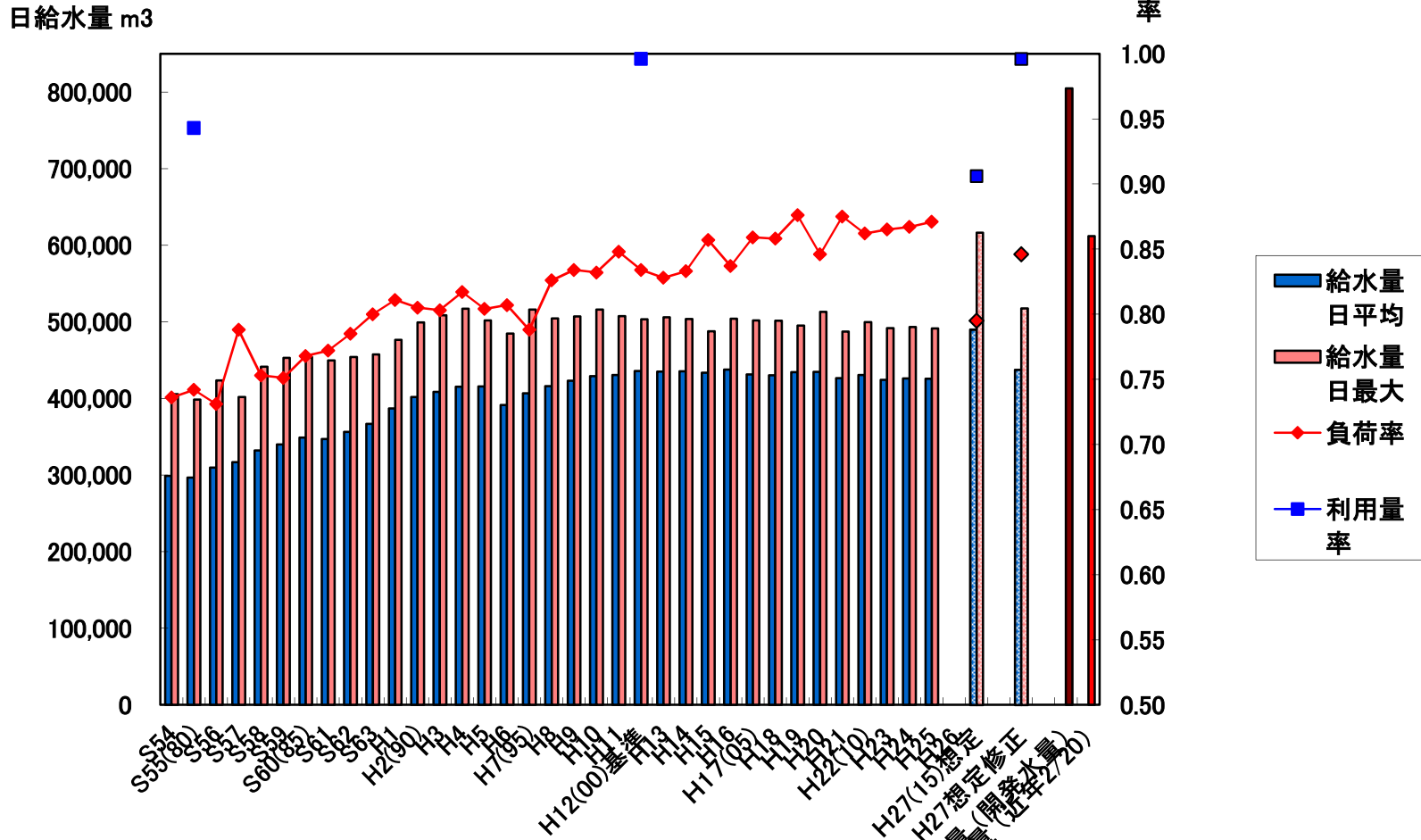
「導水路はいらない！愛知の会」2015年総会

2015.8.22 名古屋市中区桜華会館

在 間 正 史

# フルプラン基準年(2000年)後の需要実績

## 愛知用水地域 水道用水



供給可能量は、水資源開発施設の水源地は取水が可能な牧尾・阿木川・味噌川(西三河送水なし)のダムである。水量は「国土審議会水資源開発分科会第2回木曾川部会資料6」2004.4による。  
 愛知県『愛知県の水道』、『木曾川水系水資源開発基本計画需給想定調査調査票』2004.3より作成。

## 水資源開発施設建設事業からの撤退とは

### 「事業からの撤退」

事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者（利水者）が、その後の事情の変化により当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなること

（独立行政法人水資源機構法13条2項）

「利水者」が「用に供しようとしなくなること」  
⇒水機構による事業実施計画の変更ではない

# 事業からの撤退通知があるとならうるか

事業からの撤退通知(申出)



流水を当該水道等用途に供しようとしなくなるこ、が決まる  
当該事業は撤退部分を除いたものに縮小する



費用負担を、縮小した事業に対応するよう算出し直し



事業実施計画の費用負担を變更

# 事業からの撤退通知により撤退が決まる

水機構法25条1項(事業実施計画が定める費用負担義務の根拠規定)

事業からの撤退を「**した者**」と規定

水機構法立法者説明資料

「**自ら発意して**」事業から撤退すると説明

特定多目的ダムの事業からの撤退

ダム使用権設定申請の「**取下**」(通知によって効果が発生)

事業からの撤退通知によって撤退が決まる(意思表示)

⇒撤退通知によって、撤退通知者は利水者でなくなる



撤退通知者は利水者が負担すべき水道等負担義務がなくなる

# 事業からの撤退があったときの水道等負担金の負担

事業からの撤退



水道等負担金の負担義務は遡及的なくなる  
(撤退負担金の負担義務が発生)  
納付した水道等負担金は全て返還される



事業からの撤退通知の後には、撤退することは決まるので、  
返還されることが明らかな水道等負担金を支払う意味はない



具体的な水道等負担金の負担義務ないし支払い義務はない

## 事業からの撤退通知があると、工事はできない

事業からの撤退通知あったときは、事業からの撤退が決まって、事業が縮小する。従前事業の工事は撤退部分を含んでいるためできない。また、縮小事業の工事をするには事業実施計画の変更が必要。

事業からの撤退通知 → 事業の縮小

→ 従前事業の工事はできない

縮小事業の工事をするには事業実施計画の変更が必要

→ 事業実施計画が変更されなければ工事ができない

→ **工事がされなければ費用負担金は発生しない**

→ 具体的な費用負担義務が生じない。支払義務が生じない

# 撤退した後の費用負担

## 撤退者の費用負担(撤退負担金) 水機構法施行令30条2項

### ■ 不要支出額(同項ハ(1))

当該建設費用と、縮小後と同等の施設を建設する費用との差額

= 縮小前に実施されたもののうち、縮小後施設の建設に不要な部分

### ■ 残存事業の負担額の投資可能限度額を超える額(同項ハ(2))

(投資可能限度額)

身替わり建設費、妥当投資額のいずれか小(実際は身替わり建設費)

※ 支払った水道等負担金は返還される

## 事業参加者の費用負担(水道等負担金) 水機構法施行令30条1項

縮小された施設の建設費用のうち投資可能限度額以内の額

①縮小前に実施されたうち、縮小後の建設に不要な部分は負担しない。

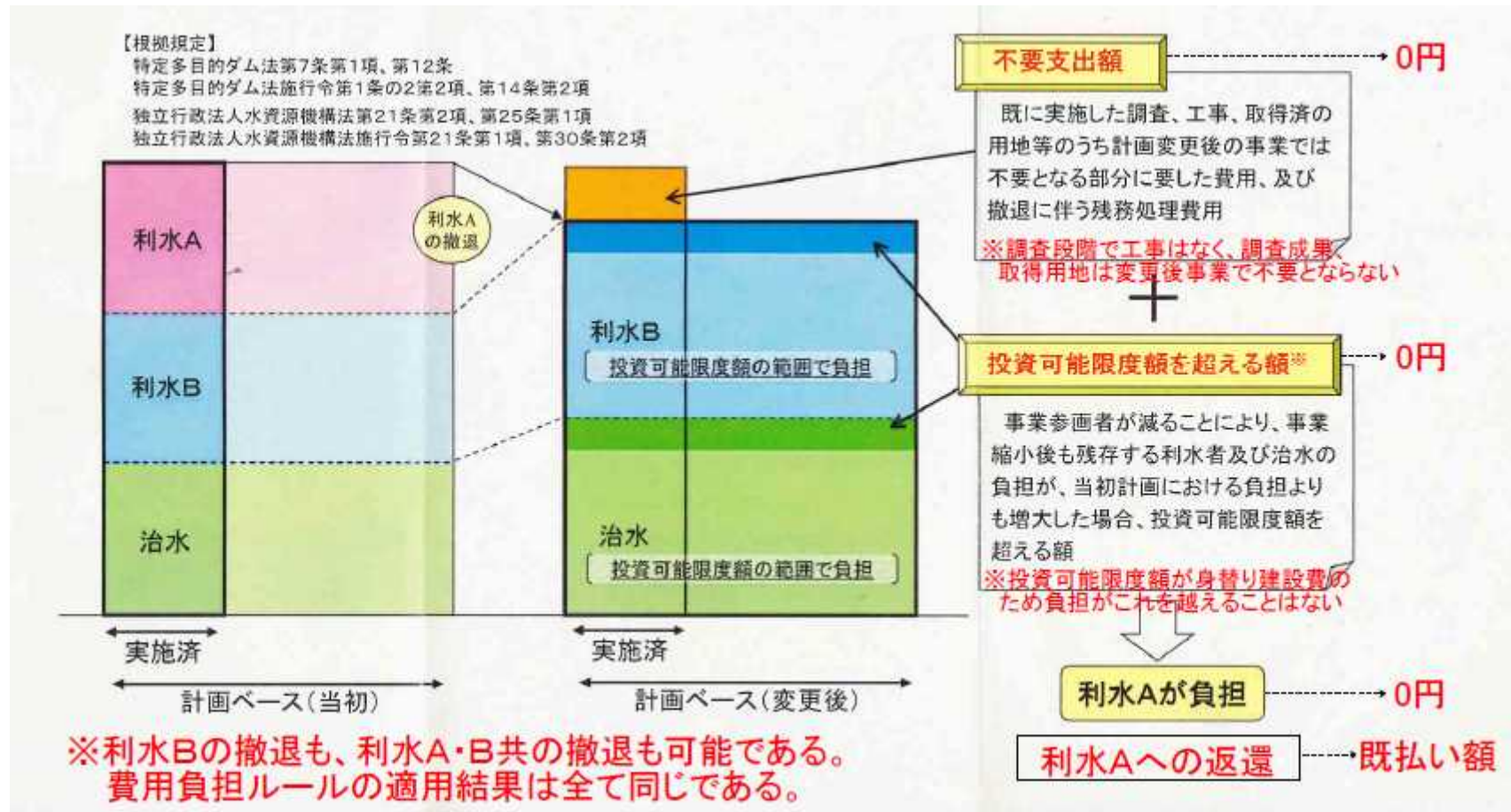
②投資可能限度額(実際は身替わり建設費)を超えては負担しない。

※ 縮小された施設建設について、自身が負担すべき分を負担する

※ 撤退ペナルティのような不明瞭なものを排除するのが撤退ルール



# 徳山ダム導水路事業 利水者が撤退するときの費用負担ルール



# 徳山ダム導水路事業 利水者が撤退するときの費用負担額の計算

